主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告は、単に原 決定は憲法二九条七七条に違背するというだけで、これに違背する事由を示さない から、民訴四一九条ノ三、四〇九条ノ

三、三九九条ノ三、三九九条一項二号、三九八条二項、民訴規則四六条に従い本件 抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人らの負担とすべきものとし、主文の とおり決定する。

昭和三六年六月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔